○設備外・制限外積載許可及び荷台乗車許可取扱要領の制定について（通達）

平成５年５月２８日

福岡県警察本部内訓第２４号

本部長

この度、設備外・制限外積載許可及び荷台乗車許可取扱要領を次のとおり制定し、６月１日から施行することとしたので、その取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、「制限外積載・荷台乗車許可取扱要綱の制定について」（昭和４４年福警交指内訓第８号）は、廃止する。

記

第１　目的

この要領は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という。）第５６条及び第５７条第３項の規定による車両の設備外・制限外積載許可及び荷台乗車許可（以下「制限外許可」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、もってその適正と斉一を図ることを目的とする。

第２　制限外許可の申請者、単位及び期間

１　制限外許可の申請者

制限外許可の申請者は、当該申請に係る車両の運転者とする。この場合において、当該車両の運転者が複数のときは、その全員を申請者とし、制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可申請書（道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号。以下「規則」という。）別記様式第４。以下「申請書」という。）の申請者欄に連記するよう求めるものとする。ただし、申請者欄に連記できない場合は、同様式の別紙に申請者の住所及び氏名並びに申請者の免許の種類及び免許証番号を記載するよう求めるものとする。

２　制限外許可の単位

制限外許可の単位は、原則として１個の運転行為ごとに行うものとする。ただし、定型的に同一運転者により反復継続される運転行為については、次に掲げるいずれの要件も満たすものに限り、包括して１個の運転行為とみなして処理することができる。

（１）　車両が同一車両であること。

（２）　同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬するものであること（荷台乗車にあっては、同一人員内で乗車方法・場所が同一であること。）。

（３）　運転経路が同一であること。

３　制限外許可の期間

（１）　原則

制限外許可の期間は、当該車両による１個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。

（２）　例外

（１）の規定にかかわらず、２のただし書に該当する場合の制限外許可の期間は、１年以内とする。

第３　申請書の受理及び審査等

１　申請書の受理

（１）　申請書の提出を受けたときは、提出先の適否、記載事項の不備等を点検した上で受理するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、申請書に運転経路図その他の審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

（２）　同一車両について、制限外積載許可のほか設備外積載又は荷台乗車の許可が同時に必要となる場合は、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載するよう求めるものとする。

２　審査内容等

（１）　審査内容

申請書を受理したときは、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

ア　申請書の記載内容の適否

イ　車両に、貨物を積載し、又は人を乗車させた場合の構造上の支障の有無

ウ　積載・乗車方法の適否（法第５５条第２項）

エ　転落防止措置の適否（法第７１条第４号）

オ　運転日時の適否

カ　運転経路の適否

キ　アからカまでに掲げるもののほか、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

（２）　審査基準

ア　設備外積載許可

警察署又は交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の長（以下「警察署長等」という。）は、法第５６条第１項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る許可対象行為が積載場所の指定により、次に掲げるいずれの基準にも該当することとなると認めるときは、許可をすることができる。

（ア）　車両の構造に関する基準

設備外積載の許可をする場合において、当該車両が次に掲げるいずれの条件も満たさなければならない。

a　当該申請により積載行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令（行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第１号に規定する法令をいう。以下この第３において同じ。）に違反しないこと。

b　aのほか、制動能力及び操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。

（イ）　道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に著しく幅員の狭い部分がある場合、交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行する道路及び周辺の道路の交通流を阻害し、又は道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。

イ　荷台乗車許可

警察署長等は、法第５６条第２項の許可の申請があった場合において、当該申請にかかる許可対象行為が荷台に乗車させる人員を限定することにより、次に掲げるいずれの基準にも該当することとなると認めるときは、許可をすることができる。

（ア）　車両の構造に関する基準

荷台乗車を許可する場合においては、当該車両が次に掲げるいずれの条件も満たすものでなければならない。

a　当該申請による荷台乗車をして当該車両を運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。

b　aのほか、制動能力及び操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。

c　当該許可によって荷台に乗車した者の安全が確保できること。

（イ）　道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に急なカーブがある場合、交通の頻繁な場所がある場合等において、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。

ウ　制限外積載許可

警察署長等は、法第５７条第３項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る許可対象行為が必要な条件を付すことにより、次に掲げるいずれの基準にも該当することとなると認めるときは、許可をすることができる。

（ア）　貨物に関する基準

制限外積載の許可をする場合における貨物は、次に掲げるいずれの条件も満たさなければならない。

a　形態上、単一の物件であること。

b　分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められること。

（イ）　車両の構造に関する基準

制限外積載の許可をする場合においては、当該車両が次に掲げるいずれの条件も

満たさなければならない。

a　当該申請による積載行為をして運転する場合においては、道路交通に関する法令に違反しないものであること。

b　aのほか、制動能力及び操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。

（ウ）　道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に、幅員が狭く右左折が困難な場所、橋梁・トンネル等通行する車両の諸元等に関する制限のある場所又は交通の頻繁な場所がある場合等においては、当該車両が通行することによって通行する道路及び周辺の道路の交通流を阻害し、又は道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。

（３）　審査方法

（１）の審査に当たっては、当該車両の構造、当該貨物及びその積載状態並びに道路及び交通の状況について、車両の保管場所、積載場所等に赴いて確認する方法、図面、写真その他の資料により確認する方法等により行うものとする。

第４　積載貨物の測定方法

道路交通法施行令（昭和３５年政令第２７０号。以下「令」という。）第２２条第３号及び第２３条第３号に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定は、次の方法によるものとする。

１　長さ

長さは、貨物自体の長さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る（別添第１図参照）。

２　幅

幅は、貨物自体の幅ではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る（別添第２図参照）。

３　高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載する場所の高さを減じて測る（別添第３図参照）。

第５　制限外許可の許可範囲等

１　設備外積載許可

（１）　許可範囲

設備外積載許可は、次に掲げる場合で、他に積載の方法がないと認められるときに限るものとする。

ア　公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）に規定する選挙運動又は政治活動を行う

場合

イ　祭礼行事等のため装飾を行う場合

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、特に必要があると認められる場合

（２）　許可基準

ア　運転経路における道路又は交通の状況等から支障がないと認められるものであること。

イ　法第５５条第２項の規定に抵触しない積載方法であること。

ウ　原則として自動車の側端から突き出さない積載方法であること。

エ　転落し、又は飛散するおそれのない貨物であること。

２　荷台乗車許可

（１）　許可範囲

荷台乗車許可は、次に掲げる場合で、他に運搬の方法がないと認められるときに限るものとする。

ア　天災事変等突発的な事故発生時に傷病者、応急作業員等を運搬する場合

イ　交通機関のストライキ等により、一般交通機関の運行が停止している際に通勤者等を運搬する場合

ウ　車両を利用して塵芥（じんかい）収集作業を行う人員を運搬する場合

エ　アからウまでに掲げるもののほか、特に必要があると認められる場合

（２）　許可基準

ア　運転経路における道路の状況等から危険がないと認められるものであること。

イ　法第５５条第２項の規定に抵触しない乗車方法であること。

ウ　荷台乗車人員は、安全に乗車できる範囲内（乗車人員１人当たりの荷台使用面積は０．５平方メートル以上）において当該車両の構造、装置、状態等を勘案し、危険防止上の必要最小限度のものであること。

３　制限外積載許可

（１）　許可範囲

許可の対象となる貨物は、法第５７条第１項本文の政令で定める積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下「積載重量等」という。）の制限又は同条第２項の規定により福岡県公安委員会が定める積載重量等の制限を超えることとなる貨物であって、電柱、変圧器等のように形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるものとする。

（２）　許可基準

ア　運転経路における道路又は交通の状況等から支障がないと認められるものであること。

イ　法第５５条第２項の規定に抵触しない積載方法であること。

ウ　積載物の重量が令第２２条第２号及び第２３条第２号の制限を超えることとなる場合又は積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が、次の基準を満たさないこととなる場合は、原則として許可をしてはならない。

（ア）　大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車

項目	許可基準
積載物の長さ	自動車の長さにその長さの１０分の５の長さを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが１６．０メートル（セミトレーラ連結車にあっては１７．０メートル、フルトレーラ連結車にあっては１９．０メートル、ダブルス連結車にあっては２１．０メートル）を超えることとなってはならない。
積載物の幅	自動車の幅に１．０メートルを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が３．５メートルを超えることとなってはならない。
積載物の高さ	４．３メートル（三輪の普通自動車及び規則第７条の１６に規定する普通自動車にあっては、３．０メートル）からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの
積載の方法	１　自動車の車体の前後から自動車の長さの１０分の３の長さを超えてはみ出さないこと。 ２　自動車の車体の左右から０．５メートルを超えてはみ出さないこと。

（イ）　小型特殊自動車

項目	許可基準
積載物の長さ	自動車の長さにその長さの１０分の５の長さを加えたもの
積載物の幅	自動車の幅に１．０メートルを加えたもの
積載物の高さ	２．５メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの
積載の方法	１　自動車の車体の前後から自動車の長さの１０分の３の長さを超えてはみ出さないこと。 ２　自動車の車体の左右から０．５メートルを超えてはみ出さないこと。

（ウ）　大型自動二輪車及び普通自動二輪車

項目	許可基準

積載物の長さ	１　乗車装置又は積載装置（リヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置）の長さの２倍の長さ ２　側車付きのものについては、自動車の長さにその長さの１０分の５の長さを加えたもの
積載物の幅	１　自動車の幅（規則第５条の３に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置の幅に１．０メートルを加えたもの） ２　側車付きのものについては、自動車の幅に１．０メートルを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が３．５メートルを超えることとなってはならない。
積載物の高さ	２．５メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの
積載の方法	１　乗車装置又は積載装置（リヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置）の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。 ２　積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超えないこと（規則第５条の３に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置の左右から０．５メートルを超えてはみ出さないこと。）。

（エ）　原動機付自転車

項目	許可基準
積載物の長さ	積載装置（リヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置）の長さの２倍の長さ
積載物の幅	原動機付自転車の幅（リヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置の幅に１．０メートルを加えたもの）
積載物の高さ	２．５メートルから原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じたもの
積載の方法	１　積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

	2　積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原動機付自転車の幅を超えないこと（リヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置の左右から０．５メートルを超えてはみ出さないこと。）。

第６　制限外許可の条件

制限外許可に当たっては、令第２４条第１項第１号及び第２号に規定するもののほか、必要により次の条件を付するものとする。

１　設備外・制限外積載許可

（１）　運転の時間帯の指定に関する事項

（２）　積載物の固定（緊縛）方法、積載場所等に関する事項

（３）　先導車又は整理員による誘導整理に関する事項

２　荷台乗車許可

（１）　運転の時間帯の指定に関する事項

（２）　乗車の場所及び方法に関する事項

（３）　乗車者の転落防止に関する事項

第７　制限外許可の処理手続

制限外許可の処理は、次の手続によるものとする。

１　警察署又は高速隊における処理手続

（１）　申請書を受理した場合において、審査の結果、許可しても支障ないと認めるときは、制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可指令原簿（様式第１号。以下「指令原簿」という。）に所要事項を記載の上指令番号を付し、１通は許可証として当該申請者に交付し、他の１通は控えとして指令番号順に編集保管しておかなければならない。

（２）　警察署長等は、申請書用紙（警察署長等の職印を押印したもの及び職印の押印のないもの）を制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可申請書用紙配布簿（様式第２号）により、あらかじめ交番、駐在所又は高速隊の分駐隊（以下「交番等」という。）に配布しておくものとする。

２　交番等における処理手続

（１）　交番等において受理したもののうち、疑義のあるものについては、電話等により警察署長等の指示を受けて処理しなければならない。

（２）　申請者がその場で申請手続を行うときは、警察署長等の職印の押印された申請書用紙及び押印のない申請書用紙をそれぞれ１枚交付して申請させるものとする。

（３）　申請者がその場で申請手続を行うことなく申請書用紙のみを請求するときは、警察署長等の職印の押印のない申請書用紙を交付し、職印の押印のある申請書用紙については、申請の際交付し、その場で記載提出させること。

（４）　申請者が警察署長等の職印のない申請書２通を提出した場合は、そのうちの１通について当該交番等に備付けの職印を押印してある申請書用紙に書換えさせるものとする。

（５）　申請書を受理した場合において、審査の結果、許可しても支障ないと認めるときは、指令原簿に所要事項を記載の上指令番号を付し、警察署長等の職印を押印してあるものを許可証として申請者に交付し、職印を押印してないものは専決者が押印し、控えとして指令番号順に編集保管しておかなければならない。

（６）　交付する許可証には、専決者印を警察署長等の職印の下部に押印するものとし、訂正箇所（申請者において訂正した箇所を含む。）があるときは、必ず専決者印を押印して訂正の事跡を明確にしておかなければならない。

第８　制限外許可の特例

特別の事情により第５に規定する制限外許可の許可範囲等を超える許可申請については、交通部交通規制課長と協議しなければならない。ただし、制限外積載許可の場合で、運転経路が当該警察署管内又は高速隊の担当区域内にとどまるものであり、かつ、交通上支障がないと認めるときは、この限りでない。

第９　他の都道府県に及ぶ制限外許可

運転経路が他の都道府県に及ぶ場合の許可申請の取扱いは、次によるものとする。

１　道路の状況が当該運転に支障がないと認められる場合に限り許可すること。

２　道路の状況が当該運転に支障があるか否か不明の場合は、事前に交通部交通規制課長を通じ、当該都道府県の道路の状況等を確認した後許可すること。

第１０　関係機関等との調整

警察署長等又は交通部交通規制課長は、次のいずれかに該当する場合は、道路管理者、地方運輸局長等の行政機関及び運輸業者等の関係団体で構成する協議会を開催するなど、運転経路の交通の円滑と運搬中の交通事故防止等について連携を図るように努めなければならない。

１　制限外許可に係る車両の運行が、道路法第４７条の２第１項の車両の通行の許可を必要とする場合又は道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）の規定に基づき地方運輸局長の認定を必要とする場合

２　第５に規定する制限外許可の許可範囲等を超える超長大積載物又は超重量積載物の運搬の場合で、通行止め等の交通規制を必要とするとき。

第１１　定期報告

警察署長等は、制限外許可の取扱状況を別に定めるところにより交通部交通規制課長宛て報告するものとする。

第１２　関係書類の保存期間

関係書類の保存期間は、次表のとおりとする。

書類名	保存期間
制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可指令原簿	５年
制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可申請書用紙配布簿	３年
制限外許可証の控え	１年

第１３　その他

いわゆる国際海上コンテナに係る制限外積載許可の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。